

令和5年度 第2回愛媛県今治構想区域地域医療構想 調整会議 結果概要

- 1 日時 令和5年8月31日(木) 15:00~17:00
- 2 場所 愛媛県東予地方局今治支局 4階大会議室
- 3 出席者 委員12名、委員随行者4名、事務局4名
県庁6名(県立病院課、医療対策課)
- 4 傍聴者 3名〔議題1、2を公開、議題3、4を非公開〕
- 5 議題及び主な内容

【議題1】地域医療構想・医療計画について(公開)

- ① 講演「国保データベースを用いた医療提供体制の分析」について
株式会社日本経営 角谷講師が資料1に沿って講演
- ② 第8次医療計画に係る説明
医療対策課が資料2に沿って説明
- ③ 病床機能に係る対応方針の検証等
医療対策課が資料3に沿って説明
(委員からの意見等)

岡田委員：MDC別件数全レセプトには精神神経科を含んでいるのか。

角谷講師：含んでいる。

松野委員：済生会今治病院はICUの専従医師がいないのでHCUで対応しており県立今治病院も同様である。また、看護師は4対1ではなく2対1看護で対応しているので看護師は不足していない。当院は集中治療を必要としている患者に対応していないわけではない。

【議題2】医師の働き方改革について(公開)

医療対策課が資料4に沿って説明

(委員からの意見等)

木本議長：指定を受けるための手続きはどうするのか。

医療対策課：医療機関勤務環境評価センターにおいて審査を受け問題がなければ、県に申請し、愛媛県医療審議会で審査し県知事が指定を行う。

木本議長：重篤な患者がいる場合、連続勤務となることがあるが、その場合はどうなるのか。

医療対策課：A水準の勤務間インターバルは努力義務であり、医療機関の裁量で行うので構わない。

医師の働き方改革は、医師の健康確保と地域医療の持続を目的としているので、タスクシフト・シェア等、院内で働き方の工夫をしていただきたい。

木本議長：二次救急を行っている場合の休息時間の考え方はどうか。

医療対策課：救急を行っている医療機関については、労働基準監督署で宿日直許可を取ってほしい。

木本議長：日本の医療は医師の犠牲のもとで成り立っていると自負しているが、その点についてはどうか。

松野委員：今まではそれで良かったが、これからはそういうことではダメだということ。

木本議長：医師の働き方改革によって主治医制が無くなってしまわないか。

医療対策課：そのような問題もあることから、他の業界よりも施行を遅らせ準備期間をもうけている。また、B水準、連携B水準については、10年で廃止される予定となっている。行政として地域医療への影響について状況を確認していきたい。

【議題3】令和6年度地域医療総合確保基金事業の要望について（非公開）

事務局が資料5に沿って説明し、委員から特に反対意見等なく了承された。

【議題4】県立今治病院老朽化対策について（非公開）

県立病院課が資料6に沿って説明